

誓約書

私は、この度の申込みを行うに当たり、次の事項について誓約いたします。

佐賀県内で旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項の認定を受けた事業を営む施設（※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）であり、次のいずれにも適合する施設であること。

1 感染拡大防止に当たっての措置

関係する「感染拡大防止ガイドライン」を遵守するほか、以下を遵守すること。

なお、事業開始後に以下の条件を満たしていないことが発覚した場合、対象宿泊施設から除外するものとする。

ア チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施すること。

イ 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末や祝祭日も含め、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。

ウ 浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限等を設け、三密対策を徹底すること。

エ ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、又は個別のお客様専用トングや箸等

を用意し、共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底すること。

オ 客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。

カ チェックインの際等に、旅行者が遵守すべき事項を周知徹底すること。

2 執行管理

以下を遵守すること。

なお、事業開始後に以下の条件を満たしていないことが発覚した場合、対象宿泊施設から除外するものとする。

ア 旅行者に受領確認を行う等、地域限定クーポン事業に参画して、地域限定クーポンを厳正に配布し、適切に管理すること。

イ 予約受付時及びチェックイン時に当該キャンペーン利用者の居住地確認を行い、キャンペーン対象地域在住であることを必ず確認すること。

ウ 当該キャンペーン利用者については、関係するガイドライン等に則して、ワクチンを接種済であること又は PCR 検査等の検査結果が陰性であることを確認すること。

エ キャンペーン対象県の感染状況等によりキャンペーンが一時停止となった旨、事務局より通知があった場合、速やかに当該県からのキャンペーン利用予約者に対して、既存予約であっても割引の対象とならない旨の連絡を行うこと。ただし、佐賀県在住者は除くものとする。

オ キャンセル代金の適正な審査給付のため、予約者・予約受理日・予約取り消し日の記録を宿泊台帳等に記帳すること。また宿泊約款に変更があった場合は速やかに事務局に通知すること。

カ 事業効果検証のため、連盟が求める実績及び販売計画等の報告を行うこと。

キ 感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と国等が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

3 その他

自己又は自社の役員等が、アからキまでのいずれにも該当するものであってはならない。

また、イからエまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 取引先等の関係者に優先販売することをいたしません。

5 助成金及びキャンセル代金の申請に疑義がある場合は、事務局からの給付の一時停止に同意します。また事務局からの疑義を解消するための宿泊状況、経理状況等に対する調査に誠実に対応します。これを拒否する場合、該当する申請に係る助成金の不給付と対象宿泊施設から除外することに同意します。

6 不正受給が発覚した場合は、キャンペーン事務局が返還請求を行うとともに、捜査機関へ通報することを了解し、経理の状況等について調査が実施される場合、誠実に対応いたします。

7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和3年 月 日

申請者名称
代表者職・氏名

印